

# 宮津市教育大綱・教育振興基本計画（中間案）について

議員全員協議会  
令和3年2月24日  
教育委員会事務局

現在の『宮津市教育大綱』（平成27年11月策定）と『宮津市教育振興計画』（平成28年3月策定）が令和2年度末で期間満了となることから、『第7次宮津市総合計画』のスタートとあわせ、『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』を策定することとしました。

今後の本市の教育の振興に係る基本方針を示し、「豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり」を基本理念に、「変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人」をめざす人間像として、「協働 挑戦 創造 そして未来へ」を合言葉に「宮津の新しい教育の創造」を進めていきます。

## 【大綱・計画の位置づけ】

- ◆教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるもの。
- ◆教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、地方公共団体が、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるもの。
- ◆教育大綱と教育振興基本計画は、教育の振興に関する基本的な方向性を示し、意を同じくするものであることから、今回の策定にあたっては一体のものとして策定。
- ◆本市のまちづくりの指針である『第7次宮津市総合計画』などと整合を図りながら策定。
- ◆大綱・計画に基づく実際の事業や取組みについては、毎年度の予算編成等を通じて決定するとともに、毎年度策定をする『宮津市教育の重点』で示すこととするもの。

## 【大綱・計画の期間】

- ◆令和3年度～令和7年度 ※『第7次宮津市総合計画』の基本計画(前期)と同期間

## 【大綱・計画の基本的な考え方】

- ◆教育の基本理念 「豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり」
- ◆めざす人間像 「変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人」
- ◆教育の振興に係る基本方針
  1. 「心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進」（社会教育・人権教育）
  2. 「明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成」（学校教育）
  3. 「豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進」（文化・スポーツ）
  4. 「豊かな歴史文化の継承・活用」（文化財保存・活用）

## 【今後のスケジュール（案）】

令和3年2月下旬～3月中旬 パブリックコメントの募集  
3月下旬 第3回宮津市総合教育会議において最終案の審議  
『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』策定